



2025年12月30日

三井住友信託銀行
年金業務推進部

INDEX

「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」および「国民年金基金令等の一部を改正する政令」の公布について

「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」および「国民年金基金令等の一部を改正する政令」の公布について



POINT

- ✓ 12/19付で「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」が、また12/24付で「国民年金基金令等の一部を改正する政令」が、それぞれ公布されました。併せて、上記政令に関するパブリックコメントの結果についても、それぞれ公布と同日付で公開されました。
- ✓ これらの政令の施行日は、「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」が2026年4月1日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令」が2026年12月1日とそれぞれ明示されています。

- 12/19に発行された官報の号外第277号で「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」が、また12/24に発行された官報の号外第282号で「国民年金基金令等の一部を改正する政令」が、それぞれ公布されました。
- あわせて、政府の「パブリック・コメント」サイトにおいて、政令の改正案に関する意見募集(パブリックコメント)の結果が公示されました。

政令公布日 パブコメ結果公示日	タイトル・リンク
2025年12月19日	確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について
2025年12月24日	国民年金基金令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

- 政令の公布にあわせ、厚生労働省より地方厚生(支)局宛に通知が発出されています。

以下、政令改正の要点について、上記通知を引用しつつ説明いたします。

(参考資料)

- ・[確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令の公布について\(通知\)](#)
- ・[国民年金基金令等の一部を改正する政令の公布について\(通知\)](#)

■ 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

加入者掛金額の変更の『年1回制限』の例外要件の厳格化

企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額と企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

(DC令第六条第四号ハ)

- DC法の改正により、マッチング拠出額の上限を事業主掛金額以下とする制限が撤廃されることに伴い、事業主掛金が引き下げられることにより、加入者掛金の額を下回ることになった場合に、加入者掛金額を変更する事例は、加入者掛金額の変更の『年1回制限』の例外と認められなくなります。
- なお、上記の改正内容は、自社の規約におけるマッチング拠出の制限撤廃を実施しているか否かにかかわらず適用される点にご留意ください。

■ 国民年金基金令等の一部を改正する政令

拠出限度額の引き上げ

ひと月あたりの拠出限度額（以下「各月限度額」という。）について、企業型DCにおいては現在5.5万円（DC令第11条第1号に規定する他制度加入者（以下単に「他制度加入者」という。）にあっては、5.5万円からDC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額（以下単に「他制度掛金相当額」という。）を控除した額）となっているところ、税制改正大綱を踏まえ、6.2万円に引き上げる。（DC令第11条第1号及び第2号）

なお、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）附則第2項本文に規定する経過措置の適用を受けている他制度加入者の各月限度額は、同項ただし書きに該当しない限り、引き続き2.75万円となる。

- DC拠出限度額が、現在の5.5万円→6.2万円に引き上げられます。なお、DB等の他制度にも加入している場合、DC単体での拠出限度額は、6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額となります。
- なお、2024年12月以降、拠出限度額に係る経過措置が適用されている加入者の拠出限度額は、引き続き2.75万円に据え置かれます。

■ 国民年金基金令等の一部を改正する政令(つづき)

iDeCo拠出限度額の引き上げ

確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「DC法」という。）第69条に規定する第1号加入者及び第4号加入者の各月限度額を、税制改正大綱を踏まえ、6.8万円から7.5万円に引き上げる。（DC令第36条第1号）

また、DC法69条に規定する第2号加入者（以下単に「第2号加入者」という。）の各月限度額について、企業型DCの掛金額や他制度掛金相当額の実態を踏まえ、今般引き上げられた企業型DCの各月限度額の枠内（6.2万円）でiDeCoの掛け金の拠出、いわゆる「穴埋め」を可能とする。（DC令第36条第2号から第5号まで）

さらに、令和7年改正法において新設された第5号加入者（令和7年改正法による改正後のDC法第62条第4項第2号に規定する第5号加入者をいう。以下同じ。）については、その各月限度額を第2号加入者と同じ6.2万円とする。（DC令第36条第7号から第10号まで）なお、第5号加入者には、令和7年改正法附則第33条第1項に基づき第5号加入者とみなされる者も含まれ、これらの者の各月限度額も同様に6.2万円となる。

- 法改正に伴い新設されるiDeCo第5号加入者（※）の拠出限度額が規定されます。
（※）iDeCoの加入者・運用指図者、企業型DC等から資産をiDeCoに移換する者で、老齢基礎年金やiDeCo老齢給付金を受給していない60歳以上70歳未満の者
- また、既存の加入者の拠出限度額についても以下の通り引き上げられます。

拠出限度額	現在(2024年12月～)	改正後(2026年12月～)
第2号/第5号加入者 (企業年金加入)	2.0万円 <small>ただし、「5.5万円－他制度掛金相当額－企業型DC掛け金」の額が2.0万円以下なら、その額が上限</small>	6.2万円 <small>－企業型DC掛け金 －他制度掛け金相当額</small>
第2号/第5号加入者 (企業年金未加入)	2.3万円	6.2万円
第1号/第4号加入者	6.8万円 <small>※国民年金基金と共に</small>	7.5万円 <small>※国民年金基金と共に</small>

※第3号加入者（主婦・主夫など第3号被保険者）については、引き上げの対象外となります。
(現行通り、月2.3万円まで)

■ 国民年金基金令等の一部を改正する政令(つづき)

iDeCo第5号加入者の拠出方法について

第5号加入者の掛金の拠出の方法は、DC令第35条第2号に定める「個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法」とする。(DC令第35条第2号)

- iDeCo第5号加入者については、掛金は毎月拠出する方法のみが認められることが規定されました。(=年単位拠出は不可となります)

■ この他にも、条分の新設に伴う「条ずれ」対応などの改正が行われています。

公布された政令の全文、および政令の新旧対照表は、以下リンクからご確認ください。

- ・[確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令](#)
- ・[国民年金基金令等の一部を改正する政令](#)

■ なお、公布された政令の施行日は、それぞれ以下の通りです。

施行日	施行される政令
2026年4月1日	確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令
2026年12月1日	国民年金基金令等の一部を改正する政令

<本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



年金ニュース バックナンバー (↑クリックで表示)	 пенションジャーナル等 (↑クリックで表示)	三井住友信託銀行 公式HP (↑クリックで表示)
--	--	---